



福島医発第1542号(地)

平成22年10月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公印省略)

飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について

今般、飯塚市より、平成23年1月から飯塚市乳幼児医療費支給制度(新制度名:子ども医療費支給制度)における対象年齢の拡大改正を別紙「飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について」のとおり行う旨、通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【改正時期】

平成23年1月1日

【改正内容】

①制度名称

乳幼児医療費支給制度 ⇒ 子ども医療費支給制度

②対象年齢

小学校就学前まで ⇒ 小学校第3学年修了前まで

※飯塚市障がい者医療及び飯塚市ひとり親家庭等医療適用者は除く

③自己負担額

小学校就学前まで: 無料(変更なし)

小学校1年生から小学校3年生まで: 入院500円/日(月7日限度)

入院外600円/月(限度)

※いずれも1月1医療機関当たり

※保険薬局は無料

(公印省略)

22 飯保健発第604号-3
平成22年10月21日

福岡県医師会会長
福岡県歯科医師会会長 様
福岡県薬剤師会会長

飯塚市長 齊藤 守史

飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について（依頼）

日頃から本市の公費医療費支給制度につきまして、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成23年1月から本市の乳幼児医療費支給制度（新制度名：子ども医療費支給制度）における対象年齢の拡大等の改正を別紙「飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について」のとおり行うこととしております。

つきましては、制度周知のため、貴会会員様に「公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）」、「飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について」及び「制度改正周知用ポスター」の配布をお願いいたします。

なお、小学校就学前までの乳幼児の医療証と、小学校1年生から小学校3年生までの児童の医療証が異なりますので下記にご留意ください。

記

1. 「小学校就学前までの乳幼児」と「小学校1年生～小学校3年生修了前までの児童」の医療証が異なります。

※小学校就学前までの乳幼児の医療証は、小学校就学前までの有効期限となり、標記が「乳」となり、小学校1年生～小学校3年生修了前までの児童の医療証は、標記が「子」となります。

2. 小学校就学前までの乳幼児については、平成23年1月以降も現在の医療証を使用し、小学校に就学する年の3月末までに、小学校1年生～小学校3年生修了前までの医療証を郵送します。
3. 医療証の標記が「福岡県乳幼児医療」から「飯塚市子ども医療」に変更となります。なお、医療証の色は変更ありません。
4. 重度障がい者医療適用者及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。



飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について

【改正の趣旨】

新しい子育て支援策の推進を図るため、乳幼児医療費支給制度の助成対象年齢の拡大を図る。

なお、本市の厳しい財政状況から小学校就学後の児童については、県制度の3歳以上の自己負担額と同額の負担を求める。

【改正時期】

平成23年1月1日

【改正内容】

①制度名称

乳幼児医療費支給制度 ⇒ 子ども医療費支給制度

②対象年齢

小学校就学前まで（6歳到達後の最初の3月31日まで）

⇒小学校第3学年修了前まで（9歳到達後の最初の3月31日まで）

※飯塚市障がい者医療及び飯塚市ひとり親家庭等医療適用者は除く

（これまでどおり障がい者医療・ひとり親家庭等医療を適用）

③自己負担額

小学校就学前まで：無料（変更なし）

小学校1年生から小学校3年生まで：入院500円/日（月7日限度）

入院外600円/月（限度）

※いずれも1月1医療機関あたり

※保険薬局は無料

【飯塚市公費医療費支給制度の内容（平成23年1月1日以降）】

制度名		子ども医療 (旧乳幼児医療)	障がい者医療	ひとり親家庭等医療
負担者番号		81400061	80400062	90400060
対象年齢		小学校第3学年修了前まで ※小学校就学前までから変更	小学校1年生～ ※変更なし	小学校1年生～ ※変更なし
自己負担額	通院	小学校就学前まで：無料 ※変更なし 小学校1年生～3年生： 600円/月（限度）	無料 ※変更なし	800円/月（限度） ※変更なし
	入院	小学校就学前まで：無料 ※変更なし 小学校1年生～3年生： 500円/日（月7日限度）	無料 ※変更なし	500円/日（月7日限度） ※変更なし
	調剤	小学校就学前まで：無料 ※変更なし 小学校1年生～3年生：無料	無料 ※変更なし	無料 ※変更なし
所得制限		小学校就学前まで：なし ※変更なし 小学校1年生～3年生：なし	特別障害者手当準拠 ※変更なし	児童扶養手当準拠 ※変更なし

※医療証の色の変更はありません。

(公印省略)

22 飯保健発第604号-2
平成22年10月21日

保 険 医 療 機 関 各 位

飯塚市長 齊 藤 守 史

飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について（依頼）

日頃から本市の公費医療費支給制度につきまして、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成23年1月から本市の乳幼児医療費支給制度（新制度名：子ども医療費支給制度）における対象年齢の拡大等の改正を別紙「飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正について」のとおり行うこととしております。

つきましては、医療費の請求の際は十分にご留意願います。また、制度周知のため、「制度改正周知用ポスター」の窓口等への掲示についてもご協力をお願いいたします。

なお、小学校就学前までの乳幼児の医療証と、小学校1年生から小学校3年生までの児童の医療証が異なりますので下記にご留意ください。

記

1. 「小学校就学前までの乳幼児」と「小学校1年生～小学校3年生修了前までの児童」の医療証が異なります。

※小学校就学前までの乳幼児の医療証は、小学校就学前までの有効期限となり、標記が「乳」となり、小学校1年生～小学校3年生修了前までの児童の医療証は、標記が「子」となります。

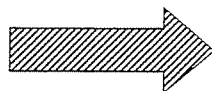
2. 小学校就学前までの乳幼児については、平成23年1月以降も現在の医療証を使用し、小学校に就学する年の3月末までに、小学校1年生～小学校3年生修了前までの医療証を郵送します。
3. 医療証の標記が「福岡県乳幼児医療」から「飯塚市子ども医療」に変更となります。なお、医療証の色は変更ありません。
4. 重度障がい者医療適用者及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。

飯塚市からのお知らせ

平成23年1月から乳幼児医療費支給制度が変わります

【制度名】

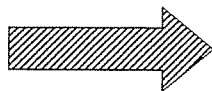
乳幼児医療費支給制度



子ども医療費支給制度

【対象年齢】

小学校就学前まで



小学校3年生修了前まで

【自己負担】

- 小学校就学前まで：入院・通院とも無料（これまでと変わりません）
- 小学校就学後から小学校3年生修了前まで：

入院：1日当たり500円（月7日限度）

通院：1月当たり600円（限度）

※入院・通院とも1医療機関ごとに自己負担

※薬局については、自己負担はありません。

※入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用についてはこれまでどおり本人負担になります。

※ひとり親家庭等医療適用の方は、これまでどおり通院1月当たり800円（限度）となります。

※重度障がい者医療適用の方は、これまでどおり入院・通院とも無料です。

【小学校就学前までのお子さんの医療証】

乳		飯塚市子ども医療 医療証	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
負担者番号			
受給者番号			
受住所			
給氏名			男・女
生年月日	年 月 日		
一部自己負担金	入院 なし 入院外 なし		
発行機関名及び印	福岡県飯塚市長		
交付年月日	年 月 日		

【小学校就学後からのお子さんの医療証】

子		飯塚市子ども医療 医療証	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
負担者番号			
受給者番号			
受住所			
給氏名			男・女
生年月日	年 月 日		
一部自己負担金	入院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局)ごとに負担してください。		
発行機関名及び印	福岡県飯塚市長		
交付年月日	年 月 日		

問い合わせ先

◆飯塚市 健康増進課 0948-22-5500